

## 独立行政法人国立美術館職員勤務時間、休暇等に関する細則

平成18年3月31日

国立美術館規則第19号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立美術館職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成18年国立美術館規則第18号。以下「勤務時間等規則」という。)の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻の変更)

第3条 勤務時間等規則第3条第2項に基づく始業及び終業の時刻並びに同規則第4条第2項に基づく休憩時間は、各館ごとに別に定める。

(休日の振替)

第4条 業務上の必要により勤務時間等規則第9条に規定する休日に勤務を命じる場合は、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えることができる。

(代休)

第5条 前条による休日の振替えができない場合には、当該休日の代休を与えることができる。

2 前項による休日の代休は、当該休日の日以降に与えるものとする。

(勤務しないことの承認)

第6条 勤務時間等規則第11条により勤務しないことの承認を受けることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内に勤務時間等規則第21条に定める保健指導又は健康診査を受ける場合

(2) 勤務時間等規則第22条第3項に定める通勤の緩和により勤務しない場合

(3) 別に指定する総合的な健康診査を受ける場合

2 前項の事由により勤務しないことの承認を受ける場合には、第12条に規定する特別休暇の手続きによるものとする。

(変形労働時間制)

第7条 勤務時間等規則第12条の規定により、1ヶ月単位の変形労働時間制を実施する場合には、次の各号について定めよう、行わなければならない。

(1) 始業終業時刻

(2) 勤務割表の作成手続及び周知方法等

(3) 起算日

(年次有給休暇の日数)

第8条 他の独立行政法人等(独立行政法人国立美術館職員退職手当規則(平成18年国立美術館規則第20号)の定めるところにより、在職期間が通算され、又は職員としての在職期間とみなされる法人等に限り)から引き続き職員となった者の当該職員となった日における年次有給休暇の日数については、当該法人等における同様の年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し与えるものとする。

(年次有給休暇の手続き)

第9条 職員は、勤務時間等規則第14条の年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ所定の様式に記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

(年次有給休暇の単位に関する特例)

第10条 職員は、勤務時間等規則第16条に規定する年次有給休暇の単位について、特に必要があると認められ職員から請求があった場合には、1時間を単位とすることができる。

(病気休暇の手続き)

第11条 職員は、勤務時間等規則第18条の病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 次に掲げる病気休暇の承認を受けようとする場合若しくは、次に掲げる病気休暇以外の病気休暇の承認を受けようとする場合において、法人から求められた場合には、療養を要する期間が明記された医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類をすみやかに提出しなければならない。

(1) 連続する8日以上(当該期間における要勤務日の日数が4日未満の場合は、当該日数が4日以上となる期間)の病気休暇

(2) 請求に係る病気休暇の初日前1月間における病気休暇を使用した日(要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。)の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る病気休暇

3 病気休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された療養を要する期間を経過する場合には、更に診断書を提出しなければならない。

4 長期にわたり病気休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、医師の診断書を提出し、許可を受けなければならない。この場合必要があるときは、国立美術館が指定する医師の診断を命じることがある。

(特別休暇)

第12条 勤務時間等規則第19条の特別休暇は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年(1月1日からその年の12月31日までをいう。以下同じ。)において5日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動

ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動

ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当

該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間

- (6) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (7) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(当該職員以外の親がその子のために同様の休暇を取得する場合にあっては、当該職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間)
- (9) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の2日以内の範囲内の期間
- (10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日
- (11) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をすること又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該子が1人の場合は一の年において5日、2人以上の場合は一の年において10日の範囲内の期間
- (12) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態(以下「要介護状態」という。)にある家族(独立行政法人国立美術館育児・介護休業規則(平成18年国立美術館規則第29号)第7条第2項に定める対象家族をいう。以下同じ。)を介護等するために勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護状態にある対象家族が1人の場合は一の年において5日、2人以上の場合は一の年において10日の範囲内の期間
- (13) 職員の親族(別表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表に定める連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (14) 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間
- (15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間
- (16) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間
- (17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (18) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険

を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

( 1 9 ) その他、特に指定する日

2 前項(第15号を除く。)の連続する日数及び週数には、休日を含むものとする。

(特別休暇の手続き)

第13条 職員は、特別休暇(前条第1項第6号及び第7号の休暇を除く。)の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項の場合において、証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

3 第1項の場合において、業務の正常な運営に支障が生じると認められた場合で、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、承認しないことがある。

4 前条第1項第6号の申出は、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入して行わなければならない。

5 前条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった職員は、その旨をすみやかに届け出るものとする。

(雑則)

第14条 第4条及び第5条の規定による振替及び代休の指定方法、第9条、第11条及び第13条に規定する休暇の申し出にかかる所定の様式その他必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(休暇手続きの経過措置)

2 この細則の施行日の前日において、現に独立行政法人国立美術館の職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則に基づき施行日以降にわたり年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けている場合は、この細則による申し出又は承認を受けたものとみなす。

勤務しないことの承認についても同様とする。

(休日の振替又は代休の適用)

3 この細則の施行日の前日以前に週休日又は休日に勤務した場合における第4条及び第5条の適用については、従前の振替又は代休の取扱による。

**附 則**(平成21年2月19日 国立美術館規則第23号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**(平成22年6月25日 国立美術館規則第11号)

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

**附 則**(平成23年3月22日 国立美術館規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(病気休暇の手続きの経過措置)

2 改正後の第11条第2項の規程は、施行日以後に請求する病気休暇について適用する。この場合において施行日前に使用した病気休暇は、同項第2号の請求にかかる病気休暇の期間の初日前1月間における病気休暇に含まれないものとする。

別表（第11項第1項第12号関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
おじ又はおばの配偶者	1日